

火災等に伴う市営住宅の一時使用許可の取扱いについて

浜松市内における民間住宅の火災等により住宅を失った世帯に対し、緊急に住宅を確保する必要がある場合、市営住宅を一時的に使用許可することについて、下記により取り扱う。

記

1 被災者の一時的な入居について

(1) 地方自治法第238条の4第4項、昭和39年4月13日付け財第103号総務部長通達「行政財産の使用許可の事務取扱いについて」に基づき目的外使用許可として許可する。

(2) 使用許可期間は、原則として3か月以内とする。ただし、やむをえない理由により許可期限の延長の申し出があった場合は、当初の使用許可日から1年を超えない範囲で延長を許可することができる。

また、特別な事情により、期限までに明け渡しができない場合で、当初許可日から1年を経過する前に、工事契約書又は工事工程表等の提出があり、住宅再建と市営住宅の明け渡し明らかであると認められる場合は、必要に応じ再延長を許可することができる。

(3) 収入基準等の入居者資格要件は問わない。

(4) 住宅焼失等のため生活再建に多額の費用を要することから、敷金、家賃は減免する。(減免申請書を提出させる。)

ただし、上記(2)により、当初許可日から1年を超える再延長を認めた場合は、この限りでなく、敷金及び家賃を徴収する。この場合、敷金及び家賃の算定方法は、既存入居者と同様とする。

2 受入れ団地

近在に存在する、建替え予定等で新規入居者募集を停止し空室が存在する団地とする。また、現状使用とし、入居にあたって特別に修繕は行わない。

補 則

市営住宅借受にあたって、り災した日から2か月以内に、申請人は市営住宅入居許可申請書(第1号様式)、減免申請書(第2号様式)及びり災証明書(消防署発行)の写しを市へ提出する。

市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、市営住宅入居許可書(第3号様式)を申請人へ発行する。この際、同時に申請人は、誓約書(第4号様式)に印鑑登録証明書を添付し、市へ提出する。

申請人は、入居後、市営住宅入居届（第5号様式）に住民票謄本を添付し、市へ提出するとともに、早急に市が認める連帯保証人をさだめ、連帯保証人の請書（第6号様式）及び連帯保証人の印鑑登録証明書をあわせて提出する。

ただし、連帯保証人について市長が特に配慮する必要があると認める場合はこの限りではない。

入居後、住宅名義人がやむをえない理由により使用期間の延長を申し出る場合は、市営住宅入居許可変更申請書（第7号様式）を市へ提出する。

市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、市営住宅入居変更許可書（第8号様式）を住宅名義人へ発行する。

市は、住宅名義人が市営住宅の使用期間満了を迎える1ヶ月前までに、市営住宅使用期間満了予告書（第9号様式）により住宅名義人へ使用期間の満了が間近であることを知らせる。

市営住宅明渡しにあたって、住宅名義人は明渡しそうとする日の10日前までに市へ市営住宅明渡し届（第10号様式）を提出する。

市は、住宅名義人の責務において原状回復すべき部分の確認をするため、住宅名義人へ日時を定めて明渡しされる住宅について現地立会いを求めるとともに明渡しまでに必要な処置について説明する。

なお、明渡しされる住宅の住棟に管理人がいる場合、市は管理人へ居住者が退去する旨を報告する。

住宅名義人は、現地立会い時に市へ市営住宅明渡に伴う確認書（第11号様式）を提出するとともに貸与された市営住宅の鍵を返還する。

両者による現地立会いにおいて、市は明渡しの際に住宅名義人の責務において必要となる修繕等の処置の有無について確認する。

現地立会い確認の結果、住宅名義人の責務において修繕等の処置が必要となる場合、市は確認した内容を市営住宅明渡に伴う修繕等指示書（第12号様式）により住宅名義人に指示するとともに、住宅名義人より修繕等指示内容についての承諾を得て、市営住宅明渡に伴う修繕等指示内容確認書（第13号様式）を受領し保管する。

なお、この際市は住宅名義人へ修繕等のため必要となる最少限の住宅の鍵を再度貸与する。

市より修繕等の指示を受けた住宅名義人は、期限内に修繕等の指示を受けた内容について完了し、市へ報告する。

市は住宅名義人と調整し再度現地立会いにより、明渡しに際し住宅名義人の責務において必要となる修繕等の処置の有無について確認する。

住宅名義人は、現地再立会いに先立ち、市へ確認欄記入後の市営住宅明渡に伴う修繕等指示書（第12号様式）を提出するとともに貸与された市営住宅の鍵を返還する。

現地立会確認の結果、明渡しに必要な修繕等の処置がすべて完了していた場合、市は市営住宅明渡し完了確認書（第14号様式）を住宅名義人に発行し、住宅明渡しの完了とする。

この他、市長が必要と認める場合、市は申請人又は住宅名義人に対し必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この取扱いは平成18年11月22日から施行する。

附 則

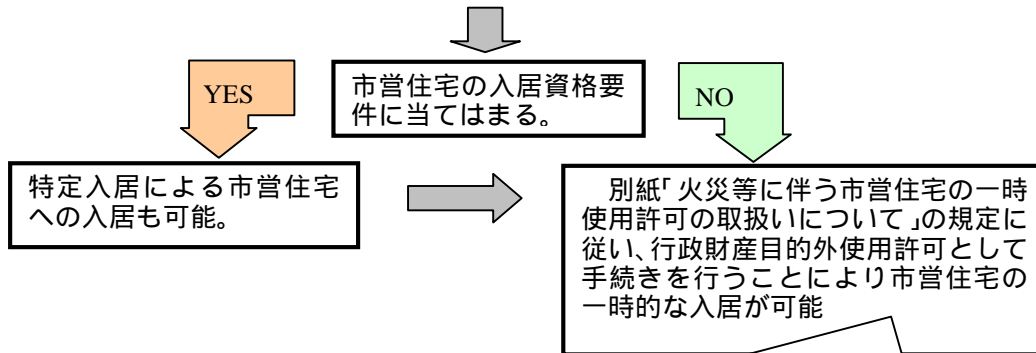
この取扱いは平成20年10月16日から施行する。

附 則

この取扱いは平成25年8月19日から施行する。

火災等に伴う市営住宅一時使用許可フロー

火災等により住宅を失い、居住先を確保するまで一時的に仮住まいが必要となった世帯より市営住宅を使用したい旨の希望あり。



【手続きフロー 1（使用許可関係）】

申請人は申請書（第1号様式）、減免申請書（第2号様式）、り災証明書（消防署発行）の写しを市へ提出
市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、入居許可書（第3号様式）を申請人へ発行
申請人は、誓約書（第4号様式）に印鑑登録証明書を添付し、市へ提出
申請人は、入居後、入居届（第5号様式）に住民票謄本（前住所のものでも可）を添付し、市へ提出。また、早急に市が認める連帯保証人をさだめ、連帯保証人の請書（第6号様式）及び連帯保証人の印鑑登録証明書をあわせて提出
ただし、連帯保証人について市長が特に配慮する必要があると認める場合はこの限りではない。
入居後、住宅名義人がやむをえない理由により、使用期間の延長をする場合は、変更申請書（第7号様式）を市へ提出し、市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、変更許可書（第8号様式）を申請人へ発行
特別な事情により、期限までに明け渡しができない場合で、当初許可日から1年を経過する前に、工事契約書又は工事工程表等の提出があり、住宅再建と市営住宅の明け渡し明らかであると認められる場合は、必要に応じ再延長を許可することができる。【この場合、変更申請書（第7号様式：使用料欄の「（減免期間についても延長をお願いします。）」は削除する。）を市へ提出し、市は、行政上、管理上支障がないと認めた場合、変更許可書（第8号様式）を申請人へ発行する。ただし、この場合、敷金及び家賃を徴収する。（算定方法は、既存入居者と同様とする。）
この他、市長が必要と認める場合、市は申請人又は住宅名義人に対し必要な資料の提出を求めることができる。

【駐車場について】……有料駐車場の場合

駐車場の使用希望があり、管理上支障がなく、駐車場に空きがある場合は、他の市営住宅入居者同様1台分に限り有料にて使用の許可をする。
ただし、行政財産使用許可によるものとし、通常の行政財産使用許可の手続きをおこなう。また、使用料については市営住宅駐車場使用料と同額とし、使用期間分を全額前納とする。また、納期限は、行政財産使用許可書で指定するものとする。

【手続きフロー 2（明渡し関係）】

市は、市営住宅の使用期間満了を迎える1ヶ月前までに、市営住宅使用期間満了予告書（第9号様式）を住宅名義人へ送付する

市営住宅明渡しの10日前までに、住宅名義人は市営住宅明渡届（第10号様式）を市へ提出する

市は、明渡される住宅について、住宅名義人が現状回復すべき部分の確認をおこなうため、住宅名義人に対し現地での立会いを求め、立会日を協議の上決定する（明渡日が望ましい）
また併せて、明渡しまでに必要な処置について説明し、立会日に市営住宅明渡に伴う確認書（第11号様式）の提出及び貸与された住宅の鍵の返還をするよう指示する
なお、明渡しされる住宅の住棟に管理人がいる場合、管理人へ住人が退去する旨を報告する

現地立会い時、住宅名義人は、市へ市営住宅明渡に伴う確認書（第11号様式）を提出し、貸与された住宅の鍵の返還をおこなう

市は、住宅名義人立会いのもと、現地にて、住宅名義人が現状回復すべき部分（注意：受入時に修繕をおこなっていないため、入居中に破損させた部分のみ）の確認及びその他明渡しに必要な処置の確認をおこなう

修繕等

市は、住宅名義人に対し市営住宅明渡完了確認書（第14号様式）を発行し、住宅明渡しの完了とする

修繕等

市は、現地立会いの場で、市営住宅明渡に伴う修繕等指示書（第12号様式）により、期限を定め、住宅名義人へ修繕等の指示をおこない、必要最少限の鍵を再度貸与する

また併せて、住宅名義人より同じ内容を記した市営住宅明渡に伴う修繕等指示内容確認書（第13号様式）を受領し保管する

現地立会い時、事前に住宅名義人は、市へ確認欄記入後の市営住宅明渡に伴う修繕等指示書（第12号様式）を提出し、貸与された住宅の鍵の返還をおこなう

市は、住宅名義人に対し、再度現地での早期立会いを求め、立会日を協議の上決定する

住宅名義人は、期限内に指示された修繕等を完了し、市へ報告する

この他、市長が必要と認める場合、市は住宅名義人に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(あて先) 浜松市長

住所
 申請者 氏名
 緊急連絡先 氏名 続柄 ()
 電話番号

市営住宅入居許可申請書 (行政財産目的外使用許可関係)

次のとおり市営住宅に入居したいので、申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違ないこと及び申請者(同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことを誓約するとともに、許可の後に申請者(同居する親族を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、暴力団員であるかどうかの確認のため、関係機関へ照会されることに同意します。

記

入居を希望する住宅		団地 (タイプ)					
世帯構成							
住所	(フリガナ)氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業・勤務先	備考
		本人		明・大・昭・平		電話 ()	
				明・大・昭・平		電話 ()	
				明・大・昭・平		電話 ()	
				明・大・昭・平		電話 ()	
				明・大・昭・平		電話 ()	
				明・大・昭・平		電話 ()	
世帯人員計						人	
申込理由							
入居期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
使用料	市の指定する額						

第2号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者
氏 名

減免申請書 (行政財産目的外使用許可関係)

次のとおり行政財産使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使用する住宅	団地 (タイプ)
申請理由	
申請期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

第3号様式

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

市営住宅入居許可書（行政財産目的外使用許可関係）

平成 年 月 日付け申請のあった市営住宅の入居については、下記のとおり条件を付して許可します。

記

使用許可住宅	市営住宅	団地	棟	号室
所在地				
入居許可日	平成 年 月 日			
許可入居者数	名			
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
使用料				

（入居許可条件）

- 1 市の行政目的又は用途を妨げ又は妨げるおそれのある行為をしないこと。
- 2 使用により市又は他人に損害を与えたときは使用者が責任をもって損害賠償すること。
- 3 他に転貸し又は許可された使用目的以外の用途に供しないこと。
- 4 市長の許可を受けないで原状を変更しないこと。
- 5 許可条件に違反する行為があると認めるときはこの許可を取消します。
- 6 使用許可を取消されたときは直ちに原状回復し市長に使用物件を返還すること。
- 7 使用許可が取消された場合には、使用者はこれによって生じた損失につきその補償を求められません。
- 8 やむをえない理由により使用期間延長を希望する場合は、事前に市へ相談すること。
（ただし、最長使用期間は1年間が限度）

誓約書（行政財産目的外使用許可関係）

（あて先）浜松市長

市営住宅 団地 棟 号
入居者 氏名 実印
（住宅名義人）

私は、市営住宅 団地 棟 号室に入居するにあたり、
団地の環境を良好に保ち、快適な団地生活を過ごすため、下記の事項を守り法令違反や共
同生活の秩序を乱さないことを誓約いたします。

また、万一これらに違反した場合は、住宅の明け渡しなど無条件で市の指示に従うこと
も誓約いたします。

記

- 1 許可を受けた所定の駐車区画に駐車し、他の駐車場利用者や団地周辺居住者の迷惑に
ならないよう違法駐車及び路上駐車はしません。
また、2台目以降及び来客用の駐車場が必要となる場合は、団地外で確保します。
- 2 犬、猫、鳥などペット類の飼育はしません。
- 3 楽器、音響機器、カラオケなどによる騒音や酒を飲んで暴れるなど、他の入居者に迷
惑になる行為はしません。
- 4 ごみ・資源物の搬出については、浜松市の『ごみ・資源物の正しい出し方』で決められ
たルールを正しく守ります。
- 5 市の同居承認を得ていない者を無断で同居させることはいたしません。
- 6 連帯保証人が条件に該当しなくなった場合は、速やかに新たな連帯保証人をたてます。
- 7 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡し
ます。
- 8 住宅以外の目的で使用いたしません。
- 9 住宅を他の者に転貸いたしません。

第5号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

届出者
(住宅名義人)

氏名

市営住宅入居届 (行政財産目的外使用許可関係)

次のとおり入居したので、届け出ます。

記

入居先	市営住宅	団地	棟	号室
入居年月日	平成 年 月 日			
(フリガナ) 氏名	入居者との関係	性別	職業・勤務先	備考

備考 1 住民票謄本(前住所のものでも可)を添付してください。

(あて先) 浜松市長

請 書 (行政財産目的外使用許可関係)

下記入居者と連帯保証人は、市営住宅の借受けについて、公営住宅法、同法施行令、同法施行規則、浜松市営住宅条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示事項を遵守します。

使用料を滞納する等上記の法令の規定等に違反したときは、入居者と連帯保証人は連帯してその一切の責任を負います。

また、入居者が3月以上行方不明の場合又は死亡により入居者による明渡しが困難となった場合は、浜松市の求めに応じ、連帯保証人は入居者に代わって明渡しに関する手続きをします。この場合において、連帯保証人は、当該住宅内の動産等一切を搬出して、当該住宅を浜松市に明け渡します。

記

入居者	住所	
	住宅の所在地	
	住宅の棟番号等	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	職業・勤務先	
	入居者との関係	

備考

- 1 印は、印鑑登録してある印をそれぞれ押してください。
- 2 入居者の印鑑登録証明書及び市税の納税証明書を添付してください。
- 3 保証人の印鑑登録証明書、所得を証明する書類及び市税の納税証明書を添付してください。

建設年度	年度	団地	住宅番号
構造	建住宅	入居開始可能日	平成 年 月 日
入 居 者 名 簿			
氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 (職 業)
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL

注 意 事 項

- 1 この請書は、市営住宅を使用するのにあたって、入居者が関係法令を守ることを誓約していただくとともに、連帯保証人は、入居者がこれらの事項に違反した場合に入居者に代わって責任を負っていただきます。
- 2 連帯保証人に責任を負っていただく主なもの
入居者が負担すべき修繕をしなかったり、費用を支払わないとき
入居者が行方不明になったり、死亡した場合の処理
- 3 請書は連帯保証人が亡くなったり、公営住宅に入居するなどして、連帯保証人としての資格が損なわれたときは再提出していただきます。
- 4 連帯保証は、入居者本人から新たな連帯保証人がたてられるか、市営住宅を退去するまで継続します。

第7号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

申請者

(住宅名義人) 氏名

電話番号

緊急連絡先 氏名 続柄()

電話番号

市営住宅入居許可変更申請書 (行政財産目的外使用許可関係)

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号で入居許可を受けた市営住宅について、下記のとおり使用期間の変更(延長)許可を受けたいので申請します。

記

入居許可を受けた住宅	市営住宅 団地 棟 号室
入居許可日	平成 年 月 日
使用許可期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
申請(変更)期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
申請理由	
使用料	市の指定する額(減免期間についても延長をお願いします。)

第8号様式

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

市営住宅入居変更許可書（行政財産目的外使用許可関係）

平成 年 月 日付け申請のあった使用期間の変更（延長）については、下記のとおり条件を付して許可します。

記

使用期間の変更をおこなう入居許可書	平成 年 月 日付け 浜松市指令 第 号
使用許可住宅	市営住宅 団地 棟 号室
入居許可日	平成 年 月 日
使用期間(変更前)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用期間(変更後)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用料	

（変更許可条件）

- 1 使用期間及び使用料を除く全ての条件は、平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号の市営住宅入居許可書による。

第9号様式

平成 年 月 日

様

浜松市長

市営住宅使用期間満了予告書（行政財産目的外使用許可関係）

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号にて使用を許可している市営住宅について、使用許可期間の満了が間近となりましたので、その旨お知らせいたします。

記

住宅の所在及び棟番号等	浜松市 区 市営住宅 団地 棟 号室
使用許可期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

使用許可期間を超えて市営住宅を継続使用することは出来ませんのでご了承ください。市営住宅明渡しの10日前までに市営住宅明渡届(第10号様式)の提出が必要になります。

やむをえない理由により使用期間の延長を希望する場合は、早急に市へ相談してください。

(ただし、使用期間は最長1年間が限度です。)

第10号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
届出者 氏 名
(住宅名義人)
電話番号

市営住宅明渡届 (行政財産目的外使用許可関係)

下記のとおり市営住宅を明け渡しますので、届け出ます。

記

住宅の所在及び棟番号等	浜松市 区 市営住宅 団地 棟 号室
明渡年月日	平成 年 月 日
移転先の住所及び連絡先	連絡先(電話)

(あて先) 浜松市長

市営住宅明渡に伴う確認書 (行政財産目的外使用許可関係)

住宅明渡しに伴い、下記事項についての確認をおこないましたので提出します。

対象住宅	市営住宅 団地 棟 号室	確認者 (住宅名義人)	
確 認 内 容			
1	明渡し完了までは、あなたに保管義務がありますので、事故のないよう住宅を管理してください。		確認欄
2	ガス風呂釜を取り外した際は、取り外した後の換気口から「鳥や虫等の小動物」が入り込まないように、換気口をベニヤ板等でしっかりと塞いでください。		確認欄
3	電気・ガス・水道・電話等の契約解除を、それぞれの事業所へ連絡し、料金を精算してください。		確認欄
4	引っ越しにあたり、多量のゴミが出るのが予想されます。ゴミの処分につきましては、各自責任を持ってお願いいたします。 また、ゴミの処分方法は、分別収集カレンダーをご確認のうえ、ルールに従ってください。 (分別収集カレンダーは、各 区役所・地域自治センター・公民館等に用意されています。)		確認欄 住戸内 (ベランダ含む) 物置 駐輪場
5	住宅を明け渡すときは、必ず各居室のガラス戸、換気窓、玄関、物置等には施錠をしてください。 なお、管理人または自治会の組長等には退去することをお知らせください。		確認欄
6	本書の事項を全てご確認・ご完了いただき、以下の日時におこなう当住宅での現地立会いに以下の持ち物をご持参のうえ、必ずお越してください。 【立会日時】 平成 年 月 日()午前・午後 : ~ 【持 ち 物】 「市営住宅明渡に伴う確認書」 (本書) 「鍵」(玄関 本、物置 本、建具 本、裏口 本) 「認め印」		確認欄

様

浜松市長

市営住宅明渡に伴う修繕等指示書（行政財産目的外使用許可関係）

下記のとおり指示しますので、住宅の修繕等を完了し、報告期限までに完了の報告をして下さい。

記

対象住宅	市営住宅	団地	棟	号室
指示箇所	指示内容			確認欄
1. 玄関				
2. 廊下				
3. 台所				
4. 浴室				
5. 便所				
6. 和室・洋室				
7. ベランダ				
8. 物置				
9. 駐輪場 (自転車・オートバイ)				
10. その他				
修繕等完了 報告期限	平成 年 月 日 ()	報告先 (立会時指示者)	浜松市 (:) 担当:	課
修繕等のため 貸与した鍵	玄関 本 ・ 物置 本 ・ 建具 本 ・ 裏口 本 (修繕等を終えた後の再立会いの際に返還をお願いします)			

(あて先) 浜松市長

市営住宅明渡に伴う修繕等指示内容確認書
(行政財産目的外使用許可関係)

下記のとおり、住宅明渡しに必要となる修繕等の指示内容を立会確認しましたので、報告期限までに指示内容を完了し報告することについて承諾いたします。

立会確認年月日	平成 年 月 日	対象住宅	市営住宅 棟 号室	団地 号室
住宅明渡しに伴い修繕等をおこなうよう指示を受けた事項	箇所	内 容		市記入欄 完了確認
	1. 玄関			
	2. 廊下			
	3. 台所			
	4. 浴室			
	5. 便所			
	6. 和室洋室			
	7. ベランダ			
	8. 物置			
	9. 駐輪場 (自転車・バイク)			
	10. その他			
修繕等のため 借受けた鍵	玄関 本 ・ 物置 本 ・ 建具 本 ・ 裏口 本 (修繕等を終えた後、鍵を返還いたします)			
修繕等完了 報告期限	平成 年 月 日	立会確認者 (住宅名義人)		
欄の記入は不要です		市記入欄 修繕等完了確認者	課	

第14号様式

平成 年 月 日

浜松市長

様

市営住宅明渡完了確認書（行政財産目的外使用許可関係）

平成 年 月 日におこないました現地確認の結果、明渡しに必要な処置が完了していることを確認いたしました。

下記住宅について、貴方から浜松市への明渡しが完了したことを承認します。

記

明渡していただいた 住宅	市営住宅	団地	棟	号室
-----------------	------	----	---	----